道路の供用開始

公

示

岐

指定自立支援医療機関の指定 指定自立支援医療機関の変更届出

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

報

平成二十九年六月十三

日

第

二 千 八

百 五

+

五

号

目

ストーカー行為等の規制等に関する法律第十七条第一項の

規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則

示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指

道 路維持課)三七八

(身体障害者更生相談所) 三七九 (商業・金融課) 三七九

三八〇

次

公安委員会規則

(生活安全総務課) 三七七

員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成二十九年六月十三日

岐阜県公安委員会 委員長 古

田

善

伯

ストーカー行為等の規制等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく岐阜県公安委

公安委員会規則

(廃棄物対策課) 三七八

岐阜県公安委員会規則第七号

(趣旨)

安委員会の事務の委任に関する規則

ストーカー 行為等の規制等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく岐阜県公

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成十二年法律第八十

一号。以下「法」という。) 第十七条第一項の規定に基づき、

岐阜県公安委員会(以

下「公安委員会」という。) の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるも のとする。

(警察本部長への事務の委任

第二条(公安委員会は、次に掲げる事務を岐阜県警察本部長に委任する。

法第五条第一項の規定による命令

前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞

法第五条第三項の禁止命令等

前号に掲げる禁止命令等に係る法第五条第三項に規定する意見の聴取

七項の規定による通知 第一号に掲げる命令及び第三号に掲げる禁止命令等に係る法第五条第六項又は第

五

毎週

(金曜日)

発行

平成二十九年六月十三日

法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分

前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞

第六号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において読み替えて準用する同

**杀第六項又は第七項の規定による通知** 

法第十三条第二項の規定による報告徴収等

(警察署長への事務の委任)

第三条
公安委員会は、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

法第五条第三項の禁止命令等

前号に掲げる禁止命令等に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知

**法第十三条第二項の規定による報告徴収等 (第一号に掲げる禁止命令等をするた** 

めに必要があると認めるときに行うものに限る。)

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

告

示

岐阜県告示第三百九号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十

七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古

田

廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域

<b>産</b> 九 二	指定番号
岐阜県関市池尻字赤根八九四番	所
<b>凡字赤根八九</b> 四	在
番	地
十五号)第十二条の三十和四十六年厚生省令第三関する法律施行規則(昭廃棄物の処理及び清掃に	埋立地の区分

岐阜県告示第三百十号

第二号に掲げる埋立地

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年六月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田

県 道	類の追 種路	
明豊	路	
智田線	線 名	
五地先まで 一地先から 一地先から 東那市明智町字両家九一五番	区間	
	ル (延 ) メ ー ト長	
完 <b>平</b> ・ <b>成</b> で 三	の 期 日	
九 <b>平</b> 二 <b>成</b> 二	ほ示変決 (備 か年更定区 月の又域 日告はの考	

岐阜県告示第三百十一号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年六月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田

国一道般

号百五十六

四四七番五四地先まで 同 市同 町同 字井洞一

10000

**売平** ・成

**亖平** 一**0** 元

三

**一四八番七地先から** 郡上市白鳥町二日町字堂垣内

岐

類の道 種路

路 線

名

X

間

ル<sub>(</sub>)延 イ

の

期

日

ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

類の道 種路 県道 八多 百治 津見 線 路 線 名 同 山三番一二九地先から可児市久々利柿下入会字浅間 X 四四番二地先まで字同 間 ル(延 ) メ ー ト長 供用開始 の 期 日 ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第三百十二号

用を開始するので告示する。 **道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供** 

持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年六月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

意見の概要

岐阜市今嶺二丁目五番一号 クスリのアオキ岐阜県庁前店

岐阜市長の意見

・騒音について

届出事項 変更

指定自立支援医療機関の指定

第六十九条の規定により公示する。 |十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事

古

田

肇

育成医療・更生医療に係るもの

名
称
所
在
地
医療の種類 自 立 支 援
年指 月
/3

公

示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により意見書** 

課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十九年六月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田

岐 阜 県 公 報 (380)ので、 二十三号) 第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があった 育成医療・更生医療に係るもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百 療所国保関ケ原診 郡上薬局 局V · ピノキオ薬局三宅店 前店 くすのき薬局 ほほえみ薬局 オレンジ薬局 かかみの調剤薬局 (病院・診療所 スマイルあさひ薬局 平成二十九年六月十三日 **貢船薬局広小路店** 名 同法第六十九条の規定により公示する。 指定自立支援医療機関の変更届出 drug羽島南薬 称 番地の二九不破郡関ケ原町大 所 在 地一各務原市那加住吉町一丁目| 番 羽島郡岐南町三宅八丁目一三八 関市福野町一〇番地二 羽島市江吉良町九三八 〇六番二各務原町六丁目一 各務原市那加楠町四五 多治見市広小路二 郡上市八幡町大正町五六 美濃加茂市太田町三四三八 高山市朝日町万石二二五 地 科 工 透 析 内 岐阜県知事 Ξ の**種類** 類 **医療** 番 (透析) 古 育成・ 同 同 同 同 同 同 同 同 同 の援自 種医立 類療支 更育 生成 田 更生 **売平** 成 売**平** ・成 夺 年変 同 同 同 同 同 同 同 同 同

阜市薮田南二丁目一番一 号

庁 県

平成二十九年六月十三日発行

発 発

行 行

所者

岐 岐

月

日更

肈

(薬局)

ビリステーションケアフル訪問看護リハ	名	(訪問看護事	キョー ワ薬局北方店	名
ショを選り、	称	[護事業者]	局北方店	称
美濃加茂市芸	所		一 本巣郡北方町10	所
加茂市川合町二	在		蹩	在
t =	地		<b>子野田四七四</b>	地
育成・更生	医療の種類自 立 支 援		育成・更生	医療の種類自 立 支 援
元 <b>平</b> 成 平	年変 月 日更		売 <b>平</b> 売成 亭	年変 月 日更

編

集 岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 岐 阜 文 芸

社